

# 山梨県公報

第六百二十号

令和七年  
十一月二十五日

木曜日

五十一 削除

一の表百七十七の項を次のように改める。

山中一二番地五に改め、同表二百五十一の項を次のように改める。

二百五十一 削除

一の表四百十九の項を次のように改める。

四百十九 削除

一の表に次のように加える。

|       |           |                         |               |
|-------|-----------|-------------------------|---------------|
| 四百三十二 | 令和七年十二月三日 | 特定非営利活動法人<br>甲斐市スポーツ振興会 | 甲斐市西八幡二一一三番地一 |
| 四百三十三 | 令和七年十二月三日 | 社会福祉法人甲南福祉会             | 甲府市下今井町七〇三番地  |

二の表に次のように加える。

|   |            |           |                 |
|---|------------|-----------|-----------------|
| 十 | 令和七年十月二十七日 | 日本司法支援センタ | 甲府市中央一丁目一二二番二七号 |
|---|------------|-----------|-----------------|

一の表四十九の項を次のように改める。

山梨県知事 長崎幸太郎

四十九 削除

## 山梨県告示第三百三十四号

山梨県県税条例に基づく寄附金税額控除対象法人の指定(平成二十三年山梨県告示第五百二十一号)の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二十五日

## 告示

### 選挙管理委員会

○政治団体の名称等の届出.....  
○山梨県企業局が公告する土地売却に係る競争入札に参加する者に必要な資格等.....  
○山梨県収入証紙条例を廃止する等の条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則.....  
六九一

公  
安  
委  
員  
会

一の表五十二の項を次のように改める。

一の表五十二の項を次のように改める。

## 山梨県告示第三百三十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面

は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十二月二十五日

山梨県知事 長崎幸太郎

| 急傾斜地崩壊危険区域  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |  | 番号 | 奥平の3 |
|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|--|----|------|
| 一点  | 二点 | 三点 | 四点 | 五点 | 六点 | 七点 | 八点 | 九点 | 十点 | 十一点 |  |    |      |
| 北緯三五度三六分四六秒七五七〇<br>東経一三九度〇四分二六秒三〇三一<br>北緯三五度三六分四七秒五四一九<br>東経一三九度〇四分二六秒四六五四<br>北緯三五度三六分四七秒四一九四<br>東経一三九度〇四分二六秒八〇九二<br>北緯三五度三六分四七秒五〇三六<br>東経一三九度〇四分二七秒二四〇九<br>北緯三五度三六分四七秒五七二一<br>東経一三九度〇四分二七秒八〇二三<br>東経一三九度〇四分二七秒七五八六<br>北緯三五度三六分四七秒二六九八<br>東経一三九度〇四分二八秒〇三七五<br>北緯三五度三六分四七秒九三四一<br>東経一三九度〇四分二八秒七三四一<br>北緯三五度三六分四七秒九三七一<br>東経一三九度〇四分二八秒九三七一<br>北緯三五度三六分四九秒一七五〇<br>東経一三九度〇四分三二秒三五二五<br>北緯三五度三六分四九秒一九九三<br>東経一三九度〇四分三一秒六五二三<br>北緯三五度三六分四九秒一三二四<br>東経一三九度〇四分三二秒三五二五<br>北緯三五度三六分四九秒一九九三<br>東経一三九度〇四分三一秒六五二三<br>北緯三五度三六分四九秒一三二四<br>東経一三九度〇四分三二秒三五二五<br>北緯三五度三六分四九秒一九九三<br>東経一三九度〇四分三一秒六五二三<br>北緯三五度三六分四九秒一三二四<br>東経一三九度〇四分三三秒〇二八二 | 座標 |    |    |    |    |    |    |    |    |     |  |    |      |

|   |     |     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |      |      |      |      |      |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 十二点   | 十三点 | 十四点 | 十五点 | 十六点 | 十七点 | 十八点 | 十九点 | 二十点 | 二十一点 | 二十二点 | 二十三点 | 二十四点 | 二十五点 | 二十六点 | 二十七点 | 二十八点 |
| 北緯三五度三六分四七秒八八四〇<br>東経一三九度〇四分二九秒三九六四<br>北緯三五度三六分四八秒一一六三<br>東経一三九度〇四分二九秒三六九一<br>北緯三五度三六分四八秒〇七三一<br>東経一三九度〇四分二九秒五〇一〇<br>北緯三五度三六分四八秒五五七五<br>東経一三九度〇四分二九秒七八七六<br>北緯三五度三六分四八秒五〇八六<br>東経一三九度〇四分三〇秒〇四五〇<br>北緯三五度三六分四八秒三八七七<br>東経一三九度〇四分三〇秒五一四〇<br>北緯三五度三六分四八秒五二〇五<br>東経一三九度〇四分三〇秒六八四〇<br>北緯三五度三六分四八秒六三七六<br>東経一三九度〇四分三〇秒九〇二七<br>北緯三五度三六分四八秒九四五四〇<br>東経一三九度〇四分三一秒三三〇二<br>北緯三五度三六分四八秒八七五四〇<br>東経一三九度〇四分三一秒六五二三<br>北緯三五度三六分四九秒一三二四<br>東経一三九度〇四分三二秒三五二五<br>北緯三五度三六分四九秒一九九三<br>東経一三九度〇四分三一秒六五二三<br>北緯三五度三六分四九秒一三二四<br>東経一三九度〇四分三二秒三五二五<br>北緯三五度三六分四九秒一九九三<br>東経一三九度〇四分三一秒六五二三<br>北緯三五度三六分四九秒一三二四<br>東経一三九度〇四分三三秒〇二八二 |     |     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |      |      |      |      |      |

公 告

山梨県公報 第六百二十号 令和七年十二月二十五日

|      |                                     |
|------|-------------------------------------|
| 二十九点 | 北緯三五度三六分四九秒四五五四<br>東経一三九度〇四分三四秒四二二一 |
| 三十点  | 北緯三五度三六分四八秒八五六七<br>東経一三九度〇四分三四秒四五三一 |
| 三十一点 | 北緯三五度三六分四七秒八一二二<br>東経一三九度〇四分三〇秒〇五七一 |
| 三十二点 | 北緯三五度三六分四七秒二三四一<br>東経一三九度〇四分二八秒三一二七 |
| 三十三点 | 北緯三五度三六分四六秒九四四〇<br>東経一三九度〇四分二七秒三五五六 |

山梨県告示第三百三十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峠東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十二月二十五日

山梨県知事 長崎幸太郎

- 一 指定の年月日 令和七年十二月十七日
- 二 指定道路の位置 笛吹市石和町中川字高水口二百四十番四、二百四十三番七
- 三 指定道路の幅員 最大六・〇四メートル 最小六・〇二メートル
- 四 指定道路の延長 五十二・二三メートル

山梨県告示第三百三十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峠東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十二月二十五日

山梨県知事 長崎幸太郎

- 一 指定の年月日 令和七年十二月十七日
- 二 指定道路の位置 笛吹市八代町南字弁才天千三百七十八番四
- 三 指定道路の幅員 五・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長 三十四・四三メートル

| 役職名         | 氏名   | 住所                | 退任年月日     |
|-------------|------|-------------------|-----------|
| 理事          | 上村英司 | 北杜市須玉町大豆生田九百六十番地一 | 令和七年八月十四日 |
| 一 退任        |      |                   |           |
| 山梨県知事 長崎幸太郎 |      |                   |           |

● 土地改良区役員の退任及び就任  
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、茅ヶ岳土地改良区連合から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

令和七年十二月二十五日

山梨県知事 長崎幸太郎

|                |                |                  |                  |                  |                   |                   |                  |                  |                   |       |
|----------------|----------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-------------------|-------|
| 同              | 同              | 同                | 同                | 同                | 同                 | 同                 | 同                | 同                | 理事                | 役職名   |
| 雨宮正行           | 雨宮智博           | 馬場君忠             | 三井金彦             | 福田紘              | 横森宏尹              | 清水岩男              | 保坂武              | 内藤久夫             | 上村英司              | 氏名    |
| 北杜市須玉町大豆生田千百七十 | 北杜市明野町上手三千百八番地 | 北杜市明野町上手八千六百三十番地 | 北杜市明野町三ツ沢千八百二十番地 | 北杜市明野町上手四千百八十九番地 | 北杜市明野町上手一千六百三十一番地 | 北杜市明野町上手一千六百三十一番地 | 北杜市明野町下神取千四百六十番地 | 北杜市明野町下神取千四百六十番地 | 北杜市須玉町大豆生田九百六十番地一 | 住所    |
| 同              | 同              | 同                | 同                | 同                | 同                 | 同                 | 同                | 同                | 同                 | 退任年月日 |

| 役職名  | 就任年月日     | 地              | 地              | 地              | 地              | 地            | 地    | 地    | 地   | 地   | 地   |
|------|-----------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------------|------|------|-----|-----|-----|
| 理事   | 令和七年八月十五日 | 北杜市明野町浅尾六百九十九番 | 北杜市穂坂町三ツ沢二千六百十 | 同              | 同              | 同            | 同    | 同    | 同   | 同   | 同   |
| 役職名  | 就任年月日     | 地              | 地              | 地              | 地              | 地            | 地    | 地    | 地   | 地   | 地   |
| 横森昌広 | 横森昌広      | 内藤久夫           | 甲斐市水神一丁目三番二号   | 北杜市須玉町大豆生田九百六十 | 北杜市穂坂町上今井三千三百十 | 甲斐市宇津谷七百九十三番 | 豊田泰長 | 向山讓  | 向山讓 | 三番地 | 三番地 |
| 同    | 同         | 同              | 同              | 大柴邦彦           | 外山卓史           | 中村敬一         | 萩原武一 | 石川吉郎 | 同   | 同   | 同   |
| 同    | 同         | 同              | 同              | 住所             | 地              | 地            | 地    | 地    | 同   | 同   | 同   |
| 同    | 同         | 同              | 同              | 就任             | 同              | 同            | 監事   | 同    | 同   | 同   | 同   |

# 企 業 局

## 山梨県企業局告示第一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第百六十七条の五第一項及び第一百六十七条の十一第二項の規定に基づき、山梨県企業局が公告する土地売却に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定め、令和八年一月一日から適用する。

令和七年十二月二十五日

山梨県公営企業管理者 落合 直樹

### 一 競争入札参加資格の種類

競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）は、土地売却に係る契約に付与するものとする。

### 二 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、競争入札参加資格を有すると認められたものとする。

1 令第百六十七条の四第一項各号（令第百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する者

2 令第百六十七条の四第二項（令第百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、令第百六十七条の四第二項の規定により定められた期間を経過していないもの

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（令第百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

4 県税（個人県民税を除く。）、消費税及び地方消費税並びに納入すべき納入金を滞納している者

### 三 資格審査の申請等

1 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める企業局入札参加資格審査申請書（変更届）（以下「申請書」という。）を公営企業管理者に提出しなければならない。

2 公営企業管理者は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、速やかに資格審査の結果を申請者に通知するとともに、競争入札参加資格を有すると認められた場合にはその氏名又は名称その他必要な事項を企業局入札参加資格者名簿（以下

「資格者名簿」という。）に登載するものとする。

### 三月三十一日までとする。

### 四 申請書記載事項の変更等

1 競争入札参加資格を有する者は、その資格の有効期間中に次に掲げる事項に変更があつたとき又は営業を休業するとき若しくは廃止したときは、直ちに申請書に必要に応じその事実を証する書類を添えて公営企業管理者に提出しなければならない。

商号又は名称

（二）法人にあつては代表者又は役員の職及び氏名、個人にあつては氏名

（三）代理人として指定され、競争入札、見積り及び契約に関する一切の権限を委任されている者の氏名

（四）所在地又は住所（代理人の所在地又は住所を含む。）

電話番号

（五）使用印鑑

（六）その他営業内容に関する重要な事項

（七）公営企業管理者は、前項の規定により申請書の提出があつた場合において、資格者名簿を変更する必要があると認めたときは、速やかに資格者名簿を変更するものとする。

### 五 資格の取消し

1 競争入札参加資格を有する者が、次のいずれかに該当することが判明したときは、公営企業管理者はその資格を取り消すことができる。

（一）二のいずれかに該当する者となつたとき。

（二）虚偽又は不正な方法により競争入札参加資格を受けたことが明らかになつたとき。

（三）その他公営企業管理者が必要と認めたとき。

2 公営企業管理者は、前項の規定により競争入札参加資格を取り消したときは、資格者名簿から抹消するとともに、速やかにその旨を当該競争入札参加資格を有していた者に通知するものとする。

### 六 その他

1 この告示に定めるものほか、競争入札参加資格等に關し必要な事項は、公営企業管理者が別に定める。

2 問合せ先 山梨県企業局総務課（電話〇五五一二二三一五三八二）

山梨県選挙管理委員会告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条第一項及び第十九条第三項の規定による届出が次のとおりあつた。

令和七年十二月二十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 秩  
政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

### その他の政治団体

| 名 称             | 代表者氏名           | 会計責任者氏名         | 主たる事務所の所在地      | 設立年月日           | 届出年月日           |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 昇成会             |                 |                 |                 |                 |                 |
| 齊藤欽也後援会「れい明会」   | 齊藤 昇一           | 小泉 昇一           |                 |                 |                 |
| 税理士による後藤ひとし後援会  | 小 倉 恵 一         | 齊 藤 直           | 小泉はるみ           |                 |                 |
| 田 中 秀 樹         |                 | 齊藤タキコ           | 南巨摩郡南部町成島三三九四   |                 |                 |
| 甲府市中央二一一一一一三    |                 | 南巨摩郡富士川町長澤一〇六   | 令和七年一月一<br>日    | 令和七年十一月<br>二十一日 | 令和七年十一月<br>二十一日 |
| 令和七年十一月<br>二十一日 | 令和七年十一月<br>二十四日 | 令和七年十一月<br>二十四日 | 令和七年十一月<br>二十一日 | 令和七年十一月<br>二十一日 | 令和七年十一月<br>二十一日 |
| 令和七年十一月<br>二十五日 | 令和七年十一月<br>二十五日 | 令和七年十一月<br>二十五日 | 令和七年十一月<br>二十一日 | 令和七年十一月<br>二十一日 | 令和七年十一月<br>二十一日 |

## 政治資金規正法第七条による届出届出事項の異動届出

| 区分                    | 名 称              | 代表者氏名                   | 会計責任者氏名          | 主たる事務所の所在地                          | 異動年月日          | 届出年月日  |
|-----------------------|------------------|-------------------------|------------------|-------------------------------------|----------------|--------|
| 旧<br>新                | 新<br>旧           | 新<br>旧                  | 新<br>旧           | 新<br>旧                              | 新<br>旧         | 新<br>旧 |
| 厚友会                   | 清進会              | 国民民主党山梨県参議院選挙<br>区第1総支部 | 参政党山梨第2支部        | 渡邊敬介                                | 大谷浩敬           |        |
| 森<br>赤<br>澤<br>謙<br>治 | 瀧<br>澤<br>信<br>治 | 井<br>井<br>弘<br>二        | 笠<br>井<br>弘<br>一 |                                     |                |        |
|                       |                  |                         |                  | 中巨摩郡昭和町西条一七〇〇一四F<br>甲府市後屋町三四四一二一一〇一 | 令和七年十月二<br>十二日 |        |
| 八日<br>令和七年十二月         | 二十八日<br>令和七年十一月  | 二十九日<br>令和七年十二月         | 一日<br>令和七年十二月    | 五日<br>令和七年十二月                       | 十日<br>令和七年十一月  |        |
| 八日<br>令和七年十二月         | 五日<br>令和七年十二月    | 五日<br>令和七年十二月           | 五日<br>令和七年十二月    | 五日<br>令和七年十二月                       | 十日<br>令和七年十一月  |        |

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

|                     |            |         |
|---------------------|------------|---------|
| 鶴友会                 | 名 称        |         |
| 小 佐 野 一 久           | 代表者氏名      | 会計責任者氏名 |
| 小 山 田 清 紀           | 主たる事務所の所在地 | 解散年月日   |
| 南都留郡富士河口湖町小立五四三二五一一 | 令和七年十一月    | 届出年月日   |
| 十 日                 | 十 日        | 十 日     |

|             |      |      |               |            |
|-------------|------|------|---------------|------------|
| 丸一せんざ後援会    | 若尾幸一 | 若尾幸一 | 甲州市塩山上於曾一四一―六 | 令和七年十一月三十日 |
| 上田仁を支援する友仁会 | 上田仁  | 中川勝彦 | 南アルプス市中野一二三九  | 令和七年十二月八日  |
|             |      |      |               | 令和七年十二月十日  |

|                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| 政治資金規正法第十九条第三項第一号による届出 | 資金管理団体でなくなつた旨の届 |
|                        |                 |
|                        |                 |
|                        |                 |

|     |       |             |              |       |                 |           |
|-----|-------|-------------|--------------|-------|-----------------|-----------|
| 氏名  | 公職の種類 | 資金管理団体の名称   | 主たる事務所の所在地   | 代表者氏名 | 資金管理団体でなくなつた年月日 | 届出年月日     |
| 上田仁 | 県議会議員 | 上田仁を支援する友仁会 | 南アルプス市中野一二三九 | 上田仁   | 令和七年十二月八日       | 令和七年十二月十日 |
|     |       |             |              |       |                 |           |
|     |       |             |              |       |                 |           |

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会規則第九号

山梨県収入証紙条例を廃止する等の条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

#### 山梨県公安委員会

委員長 飯室元邦

山梨県収入証紙条例を廃止する等の条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

（山梨県道路交通法施行細則の一部改正）

**第一条** 山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三十六中「甲斐警察署（証紙監査）課」を「甲斐警察署」に改める。

（山梨県警察放置車両確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正）

**第二条** 山梨県警察放置車両確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十七年山梨県公安委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第一号様式を次のように改める。

## 第1号様式

(表)

|        |       |
|--------|-------|
| ※受理年月日 | 年 月 日 |
| ※受理番号  |       |
| ※登録年月日 |       |
| ※登録番号  |       |

登録申請書  
登録更新

道路交通法第51条の8 第2項の規定により登録  
第7項の規定において準用する同条第2項の規定により登録更新  
の申請をします。

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

(主たる事務所の所在地)

(名 称)

(代表者の氏名)

(印)

|                 |   |
|-----------------|---|
| (ふりがな)<br>法人の名称 |   |
| 主たる事務所の所在地      | 電話( ) 一                                 |
| 法人の種類           | 1 株式会社 2 有限会社 3 財団法人 4 社団法人<br>5 その他( ) |
| (ふりがな)<br>代表者氏名 |   |

(登録更新申請の場合のみ記載)

|                    |          |
|--------------------|----------|
| 登録通知書に記載されている登録年月日 | 年 月 日 登録 |
| 登録通知書に記載されている登録番号  | 第 号      |

|                       |  |
|-----------------------|--|
| ※<br>添<br>付<br>書<br>類 | [法人関係]   |
|                       | <input type="checkbox"/> 定款・寄付行為等<br><input type="checkbox"/> 登記事項証明書<br><input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所を記載した名簿(第2号様式)<br><input type="checkbox"/> 欠格事由に該当しない旨の誓約書(第4号様式)<br><input type="checkbox"/> 資機材を保有する旨の誓約書(第5号様式)<br><input type="checkbox"/> 駐車監視員資格者証の写し(2人以上)<br><input type="checkbox"/> 事務所に係る資料<br>[各役員関係]<br><input type="checkbox"/> 住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等)が記載されたもの)<br><input type="checkbox"/> 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市区町村長の証明書<br><input type="checkbox"/> 診断書(第3号様式) |

記載要領 ※印欄には記載しないこと。

(裏)

(手数料欄)

第十号様式及び第十二号様式中「(収入証紙貼付欄)」を「(手料欄)」に改める。

第十五号様式中「(収入証紙貼付欄)」を「(手料欄)」に改める。

第十九号様式及び第二十号様式を次のように改める。

## 第19号様式

(表)

|         |       |
|---------|-------|
| ※ 受理年月日 | 年 月 日 |
| ※ 受理番号  |       |
| ※ 交付年月日 | 年 月 日 |

## 駐車監視員資格者証書換え交付申請書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

印

|              |              |         |     |                           |
|--------------|--------------|---------|-----|---------------------------|
| 申<br>請<br>者  | 本籍           |         |     |                           |
|              | 住所           | 〒 一     |     |                           |
|              | 電話 ( ) 一     | (自宅・携帯) |     |                           |
|              | (ふりがな)<br>氏名 | 性別      | 男・女 | 写真<br>(縦3.0cm×<br>横2.4cm) |
|              | 生年月日         | 年 月 日生  |     |                           |
| 勤務先その他の連絡先   |              |         |     |                           |
| 電話 ( ) 一     |              |         |     |                           |
| 資格者証番号       | 資格者証番号       |         |     |                           |
| 交付年月日        | 年 月 日        |         |     |                           |
| 書換え交付を申請する事由 |              |         |     |                           |

- 記載要領 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 「書換え交付を申請する事由」欄には、変更事項の内容及びその理由を記載すること。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 4 申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼り付けること。

(裏)

(手数料欄)

## 第20号様式

(表)

|         |       |
|---------|-------|
| ※ 受理年月日 | 年 月 日 |
| ※ 受理番号  |       |
| ※ 交付年月日 | 年 月 日 |

## 駐車監視員資格者証再交付申請書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

印

|            |          |    |     |                           |
|------------|----------|----|-----|---------------------------|
| 申請者        | 本籍       |    |     |                           |
|            | 住所       | 〒  | —   |                           |
|            | 電話 ( ) — |    |     | 都道府県                      |
|            | (ふりがな)   | 性別 | 男・女 | 写真<br>(縦3.0cm×<br>横2.4cm) |
|            | 氏名       |    |     |                           |
| 生年月日       | 年        | 月  | 日   | 生                         |
| 勤務先その他の連絡先 |          |    |     |                           |
| 電話 ( ) —   |          |    |     |                           |
| 資格者証番号     | 資格者証番号   |    |     |                           |
| 交付年月日      | 年        | 月  | 日   |                           |
| 再交付を申請する事由 |          |    |     |                           |

- 記載要領 1 ※印欄には、記載しないこと。  
 2 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。  
 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
 4 申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼り付けること。

(裏)

(手数料欄)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番